

い他害、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事面問題や便秘や強迫的に排尿排便を繰り返すなど排泄面の問題等、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題をいい、こうした強度行動障害を示す重度知的障害児（者）等に対し、行動障害の軽減を目的として平成5年から知的障害児施設、知的障害者更生施設等の指定施設において特別処遇が行われている。

特別処遇は、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら個別プログラムに基づき3年以内を目処として実施されており、障害の軽減が図られた場合、施設内処遇を変更や他施設への移行あるいは退所する等によって終了するが、平成16年度は334名が特別処遇の対象であった。

エ 難病患者等への対応

居宅において介護を受けることができない難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、要介護の状況にありながら介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない等の要件を満たす難病患者等を対象として、平成9年1月から市町村等を事業主体とする難病患者等居宅生活支援事業を実施している。

オ 自閉症等の発達障害への対応

発達障害者対策については、自閉症・発達障害支援センター等を中心に発達障害のある人に対する支援に取り組んできたところであるが、発達障害に対する国民の理解を促すとともに、発達障害のある人に対する包括的な支援体制の構築を図るため、議員立法により「発達障害者支援法」が平成16年12月3日に成立し、主な内容として

1) 早期の発見・発達支援から教育・就

労・地域での生活といった一貫した支援

2) 発達障害者支援センターの全国的整備

3) 発達障害者支援を担う人材の育成等について盛り込まれている。（平成17年4月1日施行）

なお、発達障害者支援法においては、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされており、政令及び厚生労働省令において、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他の心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害が定められている。

3. 経済的自立の支援

(1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、我が国においては、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国の年金制度は、国民皆年金体制が確立され、原則としてすべての国民がいずれかの年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生（共済）年金が支給されるほか、国民年金に加入する20歳より前に発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、原則とし

てすべての障害のある成人が年金を受給できることになり、年金は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。

年金制度は、全国民共通の基礎年金とサラリーマンや公務員に対し基礎年金の上乗せとして厚生年金や共済年金が支給される

という、いわゆる2階建ての体系がとられている。

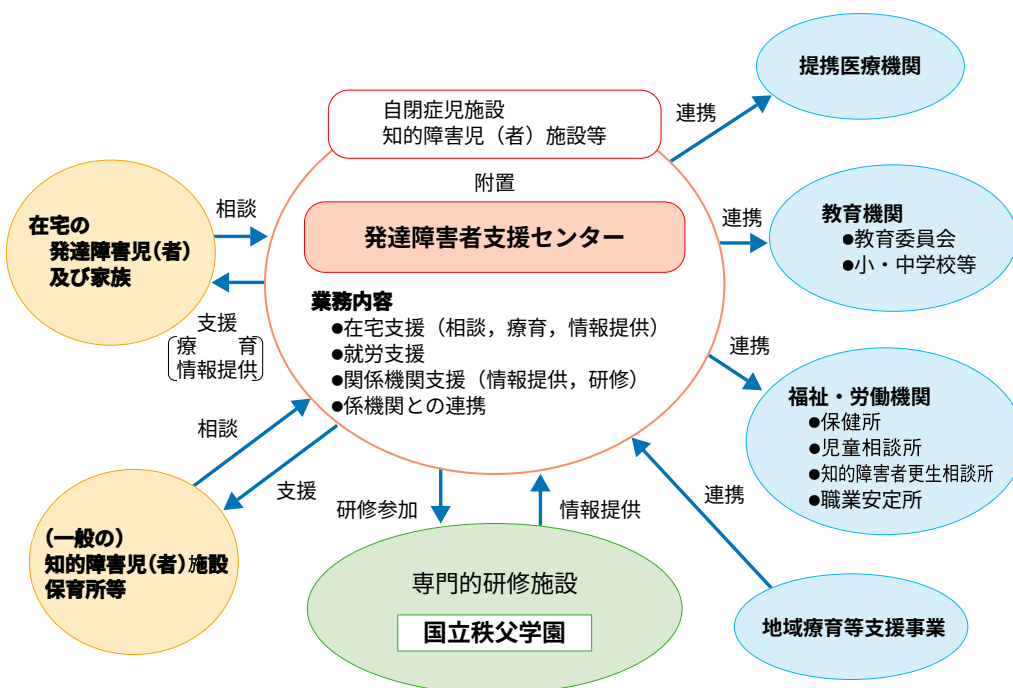
年金制度による障害のある人の所得保障については、年金額の引上げや支給要件の改善など、これまで着実にその充実が図られてきた。近年では、昭和60年改正の際の障害福祉年金から障害基礎年金への移行に

●図表2-25 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」）に対し、以下の事業を実施しています。

平成16年度末現在で、全国に23か所実施しており、地域における自閉症等に対する取組を総合的に行う拠点として機能することが期待されるところです。

- ①発達障害児（者）の各般の問題について、発達障害児（者）やその家族、関係機関等からの相談への対応、助言指導、情報提供
- ②療育、就労支援を希望する発達障害児（者）に対する適切な療育、就労支援
- ③発達障害児（者）の関係施設職員、小中学校、養護学校等の教職員等への情報提供、研修
- ④発達障害児（者）関係施設、福祉事務所、児童相談所、更生相談所、保健所、医療機関、学校、職業安定所等の関係機関との連絡調整



（注）「発達障害者支援法」において、従来の「自閉症・発達障害支援センター」が「発達障害者支援センター」として位置付けられました。

資料：厚生労働省

よる大幅な年金額の引上げ、第3号被保険者制度の創設によるサラリーマンの被扶養配偶者に係る年金受給権の確保、平成元年改正の際の学生期間中の障害事故に係る年金受給権確保等のための学生強制加入、平成6年改正の際の20歳前障害に係る障害基礎年金の所得制限の2段階制の導入、障害等級に該当しなくなり3年を経過した場合でも65歳に達するまでの間は障害基礎年金・障害厚生（共済）年金の受給権を消滅させず支給停止とする取扱いの実施が行われている。

昭和60年の年金制度の改革に伴い、それまで重度障害のある人に対して支給されていた福祉手当についても見直しが行われ、特に重度障害のある人を対象とする特別障害者手当と、障害基礎年金が支給されない重度障害のある児童に支給される障害児福祉手当とに改編された。同時に、特別障害者手当の支給額が福祉手当と比較してほぼ倍額に引き上げられた。このほか、障害のある児童の父母等に対しては、従来より、特別児童扶養手当を支給している。

これらの年金及び手当については、毎年

●図表2-26 障害年金のあらまし（平成17年）

配偶者加給年金 19,050円 障害厚生年金 〔障害厚生年金(2級)×1.25〕 子の加算額 〔第1子、第2子 19,050円 第3子以降 6,350円〕 障害基礎年金 66,208円×1.25	配偶者加給年金 (1級に同じ) 障害厚生年金 ①総報酬制導入前の被保険者期間分 + ②総報酬制導入以後の被保険者期間分 ①平均標準 7.125 被保険者(平成15年) 報酬月額 × 1000 × 期間の月数(3月まで) ②平均標準 5.481 被保険者(平成15年) 報酬月額 × 1000 × 期間の月数(4月以降) 子の加算額 (1級に同じ) 障害基礎年金 66,208円	障害厚生年金 〔障害厚生年金(2級)に同じ〕 ただし、最低補償額 49,667円
〔1級〕	〔2級〕	〔3級〕

資料：厚生労働省

●図表2-27 年金及び手当額の推移

単位：円

	平成10年度	平成11～14年度	平成15年度	平成16～17年度
障害基礎年金 (1級)	83,283	83,775	83,025	82,758
障害基礎年金 (2級)	66,625	67,017	66,417	66,208
特別児童扶養手当 (1級)	51,250	51,550	51,100	50,900
特別児童扶養手当 (2級)	34,130	34,330	34,030	33,900
特別障害者手当	26,700	26,860	26,620	26,520
障害児福祉手当	14,520	14,610	14,480	14,430

資料：厚生労働省

物価の変動に合わせて支給額の改定を行う（物価スライド）ほか、少なくとも5年に1度行われる財政再計算の時に、生活水準や賃金の変動に応じて支給額の改定を行ってきたところである。

平成16年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組みとして、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする障害年金の改善や、障害基礎年金等の支給要件の特例措置の延長等が行われることとなった。

また、平成16年12月に成立した「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」においては、平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生や、昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、上記に述べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金（1級月額5万円・2級月額4万円）が支給されることとなった。

（2）個人財産の適切な管理の支援

成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布や法務省ホームページにQ&Aを掲載するなどを行った。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神に障害のある人等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、地域福祉権利擁護事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

4. 施設サービスの再構築

（1）地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人のための施設は、在宅で生活することが困難な重度障害のある人が安心して暮らせるよう介護を提供する生活施設、リハビリテーションや職業訓練を行う更生施設、雇用が困難な障害のある人に就業の機会を提供する作業施設がある。

障害者の就労支援に関する有識者懇談会

障害の有無にかかわらず共に働き共に生きる社会づくりに向けて、福祉側と企業側の相互理解を深めるとともに、両者が協調して進めることのできる就労支援のための福祉施策のあり方について意見交換を行うため、平成16年8月に、厚生労働副大臣の下に企業関係者、福祉関係者、マスコミ関係者などの有識者からなる「障害者の就労支援に関する有

識者懇話会」を設置しました。

懇話会では、「どうすれば障害のある人もない人も共に働き、共に生きる社会をつくることできるか」というテーマを中心に開催し、同年9月29日に、『障害のある人の「働きたい」を応援する共働宣言～共に働き・共に生きる社会づくりを目指して～』を取りまとめました。